

交通災害共済の見舞金の請求を忘れていませんか？

市町村交通災害共済に加入している方が、加入期間中に交通事故でけがをし、病院などで治療を受けた場合、入院・通院の日数に応じて、見舞金を受け取ることが出来ます。見舞金は、交通事故にあわれた日の翌日から起算して2年を経過すると、請求ができません。走行中の自転車から落ちた等、警察に届出していない小さな事故でも対象となる場合があります。町民課にて、見舞金の対象になるかの確認と、請求の受付を行っておりますので、お電話又は窓口にて、一度ご確認ください。

《要予約》マイナンバーカード手続のための特別開庁

日11月25日(土) 9時～12時
マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。
窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

まちづくり整備課からのお知らせ

TEL0493-62-0721

ブロック塀等撤去費の補助

通学路沿道等に面した倒壊のおそれがある危険ブロック塀を撤去する工事が対象です。なお、工事着手前の申請が必要で、申請の期限は11月30日(木)です。

※予算の範囲内での補助

▼通学路に面したブロック塀の高さ1.0m以上、傾斜、ひび割れ等の危険ブロックの撤去工事

▼工事費用又は1mあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2以内の金額を補助。(補助の上限は20万円)

※補助対象要件等、詳細は町ホームページをご覧ください。
備考までお問い合わせください。

道路に隣接する所有地の樹木・生垣の適正管理

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあり

犬の飼い方のルールについて



- 犬の飼い方のルールが次のとおり決められています。
犬の登録、狂犬病の予防接種を必ずしましょう。
犬がいることがわかる表示シールを貼りましょう。
不幸な犬を増やさないために避妊や去勢手術をしましょう。
放し飼いや散歩で放すことはせず、つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配りましょう。
ふん尿は、飼い主の責任で始末しましょう。
鳴き声や悪臭などで周囲に迷惑をかけるないようにしましょう。
愛情と責任をもって最後まで飼いましょう。

犬を飼い始める前に

犬は大変賢い動物ですが、毎日世話をして、適正に飼養することは様々な苦勞が伴います。飼い始める前に次のことも考えましょう。
犬を飼うことについて、家族全員が賛成していますか。
毎日の食事や運動など世話をする人は決まっていますか。
犬が飼える環境(住宅事情、経済的余裕)にありますか。



テレビ・洗濯機・冷蔵庫などご自宅から回収できます



不用になった家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・衣類乾燥機)は、家電リサイクル法により適切にリサイクルすることが定められています。

町では、小型家電リサイクル法による認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社及び家電4品目に関するサービス提供を行っているSGムービング株式会社と連携と協力に関する協定を締結し、10月から家電4品目の自宅回収を始めました。

手続きは簡単でリビングやキッチンなどの家の中からの搬出にも対応していますのでぜひご利用ください。また、家電4品目以外の家電製品も回収できます。(別途申込みが必要)

料金やサービスの詳細、お申し込みは、リネットジャパンリサイクル株式会社(運営するWEBサイトまたは専用電話番号)0570-0556-0006)からお願います。町ホームページにも掲載されておりますのでご覧ください。

野外焼却の禁止



廃棄物の野外焼却は、原則禁止です。詳しくは町ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

ります。宅地の生垣なども道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路などの場合は危険です。車道の場合は高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5mの空間に樹木等が入らないようにしてください。道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切な維持管理をするようお願いいたします。

会計課からのお知らせ

TEL0493-62-0822

埼玉県収入証紙の窓口販売終了



埼玉県の収入証紙制度が廃止されることに伴い、10月2日より新たにキャッシュレス決済による支払方法が開始されました。決済方法変更後は、手数料を納入する行政機関窓口でのキャッシュレス支払となり、原則、現金でのお支払いは受付できません。制度の廃止に伴い、役場会計課及び埼玉県信用金庫役場派出所での販売も終了しました。詳細は県ホームページをご参照ください。※国の収入印紙とは異なります。ご注意ください。

県収入証紙販売終了期日

12月末日 ※役場会計課及び埼玉県信用金庫役場派出所での販売は、12月28日(木)で終了。

県収入証紙利用終了期日

農業用等やむを得ず軽微な焼却をする場合も煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめたり、風向きや強さ、時間帯を考慮するなどご近所の理解を得て迷惑にならないようにするなどの配慮をお願いします。

上下水道課からのお知らせ

TEL0493-62-0728

有効期間満了の水道メーターの交換にご協力をお願いします

◇皆様のご家庭で使用されている水道メーターは、計量法に基づき8年以内

に計画的に交換しています。メーター交換作業に際し、対象者の方へ事前に「水道メーターの交換のお知らせ」をハガキにて郵送しております。交換作業は、町が依頼している業者が行います。(お知らせに記載されています)。メーターボックス周りに物を置かないなどご協力をお願いします。交換作業実施に伴い一時的に断水状態となり、再度給水時には濁り水が出る場合がございます。透明度を確認してからご使用ください。
◇不在の場合でも交換させていただくことがあります。ご了承ください。
◇町の委託業者が行うメーターの交換作業で、交換費用を請求することは一切ありません。

令和6年3月末日

県収入証紙の還付期日

令和10年12月末日

キャッシュレス決済方法

①窓口申請(窓口でのキャッシュレス端末による支払手続)クレジットカード、電子マネー、コード決済、デビットカード

②電子申請(埼玉県電子申請・届出サービス)による来庁不要の支払手続(クレジットカード、ペイジー)

※①、②ともに、使用可能なクレジットカード等の種類については、県ホームページをご覧ください。

問 埼玉県出納総務課

TEL048-830-5739

環境課からのお知らせ

TEL0493-62-0719

猫の飼い方について



猫を屋外で飼うことで、近隣の住民の生活環境の悪化に繋がる(自宅庭にフンがされて困っている、畑の作物を荒らされて損害を被った等)といった相談が寄せられています。トラブルや交通事故を防ぐためにも、動物の適正な飼育について確認しましょう。詳しくは町ホームページをご覧ください。

浄化槽をご利用の皆様へ

公共水域の水質保全のため、浄化槽の適正な管理をお願いします。浄化槽を使用する場合は、浄化槽法で「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つを行うことが義務付けられています。

- ①保守点検 浄化槽の運転状況の点検や調整、修理、消毒薬の補充等(年3回以上)
浄化槽保守点検業者は埼玉県の登録事業者になります。登録業者は、県のホームページをご覧ください。
②清掃 浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取りなど(年1回以上)

清掃許可業者

(有)エイスト

TEL0493-62-2205

新埼玉環境センター(株)

TEL0493-62-8121

③法定検査(定期水質検査) 保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水の水質は良好であるかなどの検査(年1回)

県指定検査機関

(一社)埼玉県環境検査研究協会

TEL049-284-2911

①②③は、浄化槽を使用している方がそれぞれ依頼(委託)しなければなりません。※町管理型浄化槽をご利用の方については、維持管理を町で行っております。